

伊賀市建設工事等発注基準

平成 20 年 6 月 1 日施行
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 6 月 1 日改正
平成 23 年 6 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 6 月 1 日改正
平成 26 年 6 月 1 日改正
平成 27 年 6 月 1 日改正
平成 28 年 6 月 1 日改正
平成 29 年 6 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 元年 6 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 1 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正



(総則)

第 1 伊賀市及び伊賀市上下水道部（以下「伊賀市等」という。）が発注する建設工事等（委託を含む）の発注は、この基準によるものとする。

ただし、建設工事の発注については本基準によるもののほか『伊賀市建設工事における技術者等配置基準』によるものとし、設計業務委託の発注については『伊賀市設計業務等技術者配置基準』によるものとする。

(発注方法)

第 2 伊賀市等の発注する建設工事等の発注方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約とする。

(1) 一般競争入札

- ア 設計金額 200 万円を超える建設工事
- イ 設計金額 500 万円以上の測量・調査・設計業務等の委託業務

(2) 指名競争入札

- ア 伊賀市等の発注する建設工事等で、その性質又は目的並びに競争に加わるべき業者数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少額・少数である契約をするとき
- イ 小規模（500 万円未満）な災害復旧工事
- ウ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(3) 随意契約によることができる場合

- ア 予定価格200万円以下の建設工事
- イ 予定価格100万円以下の業務委託
- ウ その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- エ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- オ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- カ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(選定業者数等)

第3 建設工事等を発注する場合の競争入札に最低必要な入札参加資格業者数（以下「選定業者数」という。）及び選定基準については、特別な事由がある場合を除き次表のとおりとし、伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第4条に定める「入札参加資格者名簿」に登録された者から選定するものとする。

(1) 選定業者数

設計金額	選定業者数
500万円以上	5者以上
500万円未満	3者以上
特殊な技術等を要するもの	3者以上

(2) 競争入札における業者の選定基準

項目	選定における着目点 (選定基準の欠格要件1.～5.に該当する場合は事前に除外)
1. 不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無、その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等
2. 経営状態	取引停止の事実や不渡り情報等
3. 安全管理	事故等に基づく指名停止の有無、その他労働基準監督署の指導を受け改善を行っていない等
4. 労働福祉	賃金不払い等によるほか労働基準監督署からの通報があり改善がない等
5. 経営事項	経営事項審査の有効期限が切れている（基準日から1年7ヶ月以内）
6. 住所要件	業者選定の順位は次のとおりとする。 第1順位 市内業者（市内に本店を有する者） 第2順位 準市内業者（市内に支店等を有する者） 第3順位 県内業者（県内に本店、支店等を有する者） 第4順位 県外業者（上記以外の者）
7. 手持ち工事の状況	手持ち工事の件数
8. 技術者	技術者の資格並びに人数等

(業種別参加資格要件)

第4 業種ごとの入札参加資格要件等は別表のとおりとする。

(手持ち件数制限)

第5 本市が発注した競争入札に付する建設工事等の手持ち件数（受注工事等の完成の確認は、入札参加資格申請をした案件の開札日の前日において完成報告書を受領しているものとする。）の上限は、工事については下表のとおり、委託については前項に定める別表欄外に記載のとおりとする。なお、共同企業体及び設計共同体による受注についても、代表者・構成員ともに手持ち工事件数に加えるものとする。ただし、県内・県外業者は現場専任工事を除き、総手持ち件数3件を上限とする。

また、受注者又は受託者の事由以外での工事等一時中止期間が1か月を超えた時点から当該工事等を手持ち件数から除くものとし、工事等が再開された時点から手持ち件数に加えるものとする。これにより手持ち件数が制限を超える場合が生じても差し支えないものとする。

◎伊賀市発注工事における手持ち件数制限（随意契約は除く。）

請負金額	技術者1人あたりの手持ち上限数
4,500万円以上 (建築一式は9,000万円以上)	1 (現場専任)
500万円以上4,500万円未満 (建築一式は1,500万円以上9,000万円未満)	2
500万円未満 (建築一式は1,500万円未満)	3

※請負金額が500万円（建築一式は1,500万円）以上の手持ち工事数が2件の場合、500万円（建築一式は1,500万円）未満の工事には配置できません。また請負金額が500万円（建築一式は1,500万円）未満の手持ち工事数が3件の場合、500万円（建築一式は1,500万円）以上の工事には配置できません。{500万円（建築一式は1,500万円）未満の手持ち工事数が1件の場合に限り500万円（建築一式は1,500万円）以上4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の工事1件に配置することができます}

(その他)

第6 この発注基準により難しい場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り別途決定するものとする。

参加資格要件(土木一式)

区分	等級	設計金額(税込)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
			795点以上	795点未満 665点以上	665点未満 540点以上	540点未満
通常案件 (一般競争入札)	I	1億5千万円未満 6,000万円以上	【総合評価】 特定建設業 監理技術者 ※注			
		6,000万円未満 4,500万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者又は主任技術者(1級・2級)※注			
		4,500万円未満 4,000万円以上	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者		
	4,000万円未満 3,500万円以上					
	II	3,500万円未満 2,000万円以上				
		2,000万円未満 1,000万円以上			特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	
	III	1,000万円未満 500万円以上				
IV		500万円未満 200万円超				特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
災害復旧工事	I	【一般競争入札】 4,000万円以上	上記通常案件と同様とする			
	II	【一般競争入札】 4,000万円未満 2,000万円以上	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者		
	III	【一般競争入札】 2,000万円未満 1,000万円以上				
		【一般競争入札】 1,000万円未満 500万円以上				特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
—	【指名競争入札】 500万円未満 200万円超				特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	

※注: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

◎施工実績

総合評価方式・簡易型で執行する工事については、案件ごとに伊賀市入札参加資格審査会に諮ることとします。

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を必須とする場合があります。

◎地域要件

市内業者: 市内に本店を有する者

◎手持ち件数制限の特例

設計金額が4,000万円未満の災害復旧工事は技術者の手持ち工事数には含めませんが、現場代理人の兼務数には計上します。

現場代理人は設計金額が500万円以上は原則として常駐であり、500万円未満は2件の兼務が可能ですが、災害復旧工事に関しては災害復旧工事以外の工事も含めて500万円未満の工事5件まで兼務を可能とします。

◎プレストレストコンクリートで発注する場合は、金額に関わらず「伊賀市入札参加資格審査会」に諮ることとします。

参加資格要件(建築一式)

等級	設計金額(税込)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
		745点以上	745点未満 665点以上	665点未満 540点以上	540点未満
I	1億5千万円未満 8,000万円以上	【総合評価】 特定建設業 監理技術者 <small>※注</small>			
	8,000万円未満 7,000万円以上				
II	7,000万円未満 5,000万円以上	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者		
	5,000万円未満 3,000万円以上				
	3,000万円未満 2,500万円以上				
III	2,500万円未満 1,500万円以上		特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者		
	1,500万円未満 1,000万円以上				
IV	1,000万円未満 200万円超			特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	

※注:請負金額が9,000万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

◎施工実績

総合評価方式・簡易型で執行する工事については、案件ごとに伊賀市入札参加資格審査会に諮ることとします。

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を必須とする場合があります。

◎地域要件

市内業者:市内に本店を有する者

参加資格要件(電気)			
等級	設計金額(税込)	Aランク	Bランク
		700点以上	700点未満
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者※注1	
	7,000万円未満 4,000万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者又は主任技術者(1級・2級)※注1	
II	4,000万円未満 3,000万円以上	特定又は一般建設業	
	3,000万円未満 500万円以上	主任技術者(1級・2級)又は実務経験者	特定又は一般建設業
III	500万円未満 200万円超		主任技術者(1級・2級)又は実務経験者 ※注2

※注: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

※注2: 入札参加可能な業者が3者未満の場合は、Aランクも含めて発注するものとします。

◎施工実績

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を**必須**とする場合があります。

◎地域要件

市内業者: 市内に本店を有する者

参加資格要件(管)			
等級	設計金額(税込)	Aランク	Bランク
		700点以上	700点未満
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者※注1	
	7,000万円未満 4,000万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者又は主任技術者(1級・2級)※注1	
II	4,000万円未満 3,000万円以上	特定又は一般建設業	
	3,000万円未満 500万円以上	主任技術者(1級・2級)又は実務経験者	特定又は一般建設業
III	500万円未満 200万円超		主任技術者(1級・2級)又は実務経験者

※注: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

◎施工実績

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を**必須**とする場合があります。

◎地域要件

○市内業者: 市内に本店を有する者

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
(ただし設計金額7,000万円以上かつ入札参加可能な市内業者が5者未満の場合に限る。)

○県内業者: 三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者

(ただし設計金額7,000万円以上かつ入札参加可能な市内・準市内業者が5者未満の場合に限る。経審点数(P)については、下限に700点を超える点数を求める場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り、案件ごとに設定します。)

参加資格要件(舗装)

等級	設計金額(税込)	地域要件	Aランク	Bランク
			795点以上	795点未満
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	市内・準市内	【総合評価】 特定建設業 監理技術者 ※注	
	7,000万円未満 4,000万円以上	市内・準市内		【総合評価】 特定又は一般建設業
II	4,000万円未満 3,000万円以上	市内・準市内	監理技術者又は主任技術者(1級・2級) ※注	
	3,000万円未満 2,000万円以上	市内・準市内		
III	2,000万円未満 300万円以上	市内・準市内	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級)又は実務経験者	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級)又は実務経験者
	300万円未満 200万円超	市内		

※注: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

◎施工実績

総合評価方式・簡易型で執行する工事については、案件ごとに伊賀市入札参加資格審査会に諮ることとします。

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を必須とする場合があります。

◎地域要件

○市内業者: 市内に本店を有する者

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

◎機械の所有

アスファルト舗装に関しては、施工機械を所有又は3年以上のリース契約を行っており、常時使用可能な状態にあること

参加資格要件(造園)

等級	設計金額(税込)	地域要件	許可及び 技術者資格
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	市内 (準市内) (県内) ※注2、※注3	特定建設業 監理技術者 ※注1
	7,000万円未満 4,000万円以上	市内 (準市内) (県内) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 監理技術者又は 主任技術者(1級・2級) ※注1
II	4,000万円未満 500万円以上	市内 (準市内) (県内) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
III	500万円未満 200万円超	市内	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者

※注: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

※注2: 地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が、5者未満となった場合、()内の地域要件を上から順に1段階ずつ拡大して発注します。

○市内業者: 市内に本店を有する者。

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

○県内業者: 三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者。

※注3: 県内業者の経審点数(P)については、下限に795点を超える点数を求める場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り、案件ごとに設定します。

◎施工実績

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を必須とする場合があります。

◎対象業者

公告で定める審査基準日における経営事項審査の造園工事の完成工事高が、完成工事高合計の50%以上の者

参加資格要件(解体 ※注1)

等級	設計金額(税込)	許可及び 技術者資格
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	【履行確認調査】 特定建設業 監理技術者 <small>※注2</small>
	7,000万円未満 4,000万円以上	特定又は一般建設業 監理技術者又は 主任技術者(1級・2級) <small>※注2</small>
II	4,000万円未満 500万円以上	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
III	500万円未満 200万円超	

※注1: 総合的な企画、指揮、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事(例:建築物の解体において、解体物に、電気設備又は機械設備等が含まれる場合)は、「土木一式工事」や「建築一式工事」での発注とし、この場合の参加資格要件は、それぞれ土木又は建築一式の基準によるものとします。

※注2: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

◎施工実績

特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を**必須**とする場合があります。

◎履行確認調査

伊賀市解体工事履行確認調査試行要領に基づき、設計金額が7,000万円以上のときは、調査基準価格が設定され、それを下回った入札が行われた場合は、履行確認調査を行います。

参加資格要件(その他業種 ※交通安全施設等、法面処理を除く)

等級	設計金額 (税込)	その他業種(A)		その他業種(B)	
		とび・土工・コンクリート、石、 鋼構造物、しゅんせつ、 さく井、水道施設		大工、左官、屋根、鉄筋、板金、 タイル・れんが・ブロック、ガラス、 塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、 建具、消防施設、清掃施設	
		地域要件	許可及び 技術者資格	地域要件	許可及び 技術者資格
I	1億5千万円未満 7,000万円以上	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定建設業 監理技術者 ※注1	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定建設業 監理技術者 ※注1
	7,000万円未満 4,000万円以上	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 監理技術者又は 主任技術者(1級・2級) ※注1	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 監理技術者又は 主任技術者(1級・2級) ※注1
II	4,000万円未満 500万円以上	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
III	500万円未満 200万円超	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	市内 (準市内) (県内) (県外) ※注2、※注3	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者

※注1: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

※注2: 地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が、500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、()内の地域要件を上から順に1段階ずつ拡大して発注します。

○市内業者: 市内に本店を有する者

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

○県内業者: 三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者

○県外業者: 上記以外の者

※注3: 県内・県外業者の経審点数(P)については、その他業種(A)については下限に795点、その他業種(B)については下限に700点を超える点数を求める場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り、案件ごとに設定します。

◎施工実績

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を必須とする場合があります。

参加資格要件(交通安全施設等 道路標識、道路反射鏡、防護柵)

等級	設計金額(税込)	許可及び地域要件	業種	技術者資格	その他
I	4,000万円未満 500万円以上	特定又は一般建設業 市内 準市内 (県内) ※注1、※注2	とび・土工・コンクリート	主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	
II	500万円未満 200万円超	特定又は一般建設業 市内 準市内			

参加資格要件(交通安全施設等 路面標示工事)

等級	設計金額(税込)	許可及び地域要件	業種	技術者資格	その他
I	4,000万円未満 500万円以上	特定又は一般建設業 市内 準市内 (県内) ※注1、※注2	塗装	主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者	直営施工に限る
II	500万円未満 200万円超	特定又は一般建設業 市内 準市内			

※注1: 地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が、5者未満となった場合、()内の地域要件を上から順に1段階ずつ拡大して発注します。

○市内業者: 市内に本店を有する者

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

○県内業者: 三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者

※注2: 県内業者の経審点数(P)については、下限に600点を超える点数を求める場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り、案件ごとに設定します。

◎施工実績

原則として、発注工事と同種工事の施工実績を求めるものとします。(路面標示工事のみ)

参加資格要件(法面処理)

とび・土工・コンクリート(法面処理)			
等級	設計金額(税込)	地域要件	許可及び技術者資格
Ⅰ	1億5千万円未満 4,000万円以上	市内 (準市内) (県内) <small>※注2、※注3</small>	特定又は一般建設業 監理技術者又は 主任技術者(1級・2級) <small>※注1</small>
Ⅱ	4,000万円未満 500万円以上	市内 (準市内) (県内) <small>※注2、※注3</small>	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者
Ⅲ	500万円未満 200万円超	市内	特定又は一般建設業 主任技術者(1級・2級) 又は実務経験者

※注1: 請負金額が4,500万円以上は、配置技術者が現場専任となります。営業所専任技術者の配置もできません。

※注2: 地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が、5者未満となった場合、()内の地域要件を上から順に1段階ずつ拡大して発注します。

○市内業者: 市内に本店を有する者

○準市内業者: 市内に建設業の許可を受けた支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

○県内業者: 三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者

※注3: 県内業者の経審点数(P)については、下限に795点を超える点数を求める場合は、「伊賀市入札参加資格審査会」に諮り、案件ごとに設定します。

◎施工実績

※特殊工事等、工事の内容によっては、同種工事の施工実績を**必須**とする場合があります。

参加資格要件(測量)

設計金額(税込)	技術者資格等
【一般競争】 1,000万円以上	測量一般で登録を有すること 測量士が3名以上在籍していること 現場代理人及び主任技術者を配置できること
【一般競争】 1,000万円未満 500万円以上	測量一般で登録を有すること 測量士が2名以上在籍していること 現場代理人及び主任技術者を配置できること
【指名競争】 500万円未満 100万円超	測量一般で登録を有すること 測量士が1名以上在籍していること 現場代理人及び主任技術者を配置できること

※注:業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者は原則なしとします。準市内業者は当該業種につき3件を限度とします。

◎地域要件

地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、地域要件を①から順に1段階ずつ拡大して発注します。

- ①市内業者:市内に本店を有する者
- ②準市内業者(県内本店):市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ③準市内業者(県外本店):市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ④県内業者:三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- ⑤県外業者:上記以外の者

参加資格要件(土木コンサルタント)	
設計金額(税込)	技術者資格等
【一般競争】 500万円以上	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること 技術士、技術管理者又はRCCMが複数在籍すること(内1名は該当部門の資格者であること)
【指名競争】 500万円未満 300万円以上	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること 技術士、技術管理者又はRCCMが1名以上在籍すること
【指名競争】 300万円未満 100万円超	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること、又は測量一般で登録があること 技術士、技術管理者、RCCM又は実務経験者が1名以上在籍すること

※注:業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者は原則なしとします。準市内業者は当該業種につき3件を限度とします。

ただし、土木関係建設コンサルタント登録のない市内業者は、当該業務について5件を限度とします。

◎地域要件

地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、地域要件を①から順に1段階ずつ拡大して発注します。

- ①市内業者:市内に本店を有する者
- ②準市内業者(県内本店):市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ③準市内業者(県外本店):市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ④県内業者:三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- ⑤県外業者:上記以外の者

参加資格要件(土木コンサルタント)(上下水道関係)	
設計金額(税込)	技術者資格等
【一般競争】 500万円以上	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること 技術士、技術管理者又はRCCMが複数在籍すること(内1名は該当部門の資格者であること)
【指名競争】 500万円未満 300万円以上	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること 技術士、技術管理者又はRCCMが1名以上在籍すること
【指名競争】 300万円未満 100万円超	土木関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること、又は測量一般で登録があること 技術士、技術管理者、RCCM又は実務経験者が1名以上在籍すること

※注:業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者は原則なしとします。準市内業者は当該業種につき3件を限度とします。

ただし、土木関係建設コンサルタント登録のない市内業者は、当該業務について5件を限度とします。

◎地域要件

地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、地域要件を①から順に1段階ずつ拡大して発注します。

- ①市内業者:市内に本店を有する者
- ②準市内業者:市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ③県内業者:三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- ④県外業者:上記以外の者

参加資格要件(建築コンサルタント)

設計金額(税込)	事務所要件	単体	JV
【一般競争】 1,500万円以上	建築関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること	一級建築士が3名以上在籍していること ※注	市内・準市内業者2社以上の自主結成により、一級建築士が3名以上となること(構成員には市内業者を1社以上加えること) ※注
【一般競争】 1,500万円未満 1,000万円以上	建築関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること	一級建築士が2名以上在籍していること ※注	市内業者2社以上の自主結成により、一級建築士が2名以上となること ※注
【一般競争】 1,000万円未満 500万円以上	建築関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること	一級建築士が1名以上在籍し、かつ二級建築士を含め複数在籍していること ※注	市内業者2社以上の自主結成により、一級建築士が1名以上かつ二級建築士を含め複数となること ※注
【指名競争】 500万円未満 100万円超	建築関係建設コンサルタントで発注業種に該当する部門登録があること	建築士が在籍していること	/

※注：業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者

事務所要件	手持ち業務上限数
1級及び2級建築士在籍	1級建築士数+2
1級建築士のみ在籍	1級建築士数+1
2級建築士のみ在籍	1

※準市内業者は在籍する1級建築士数と同数を限度とします(2級建築士のみ在籍の場合は1件)。

※JVにより履行中の業務も、代表者・構成員ともに手持ち件数に加えます。

◎地域要件

地域要件は①を基本とし、設計金額(税込)が1,500万円以上の案件については、地域要件を②に拡大して発注します。

①市内業者：市内に本店を有する者

②準市内業者：市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者

参加資格要件(地質調査)

設計金額(税込)	技術者資格等
【一般競争】 500万円以上	地質調査で登録を有すること 現場代理人及び主任技術者を配置できること
【指名競争】 500万円未満 50万円超	地質調査で登録を有すること 現場代理人及び主任技術者を配置できること

※注:業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者は原則なしとします。準市内業者は当該業種につき3件を限度とします。

◎地域要件

地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、地域要件を①から順に1段階ずつ拡大して発注します。

- ①市内業者:市内に本店を有する者。
- ②準市内業者:市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者。
- ③県内業者:三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- ④県外業者:上記以外の者

参加資格要件(補償コンサルタント・その他)

設計金額(税込)	技術者資格等
【一般競争】 500万円以上	補償コンサルタントの登録を有すること 現場代理人及び主任技術者を配置できること
【指名競争】 500万円未満 50万円超	補償コンサルタントの登録を有すること 現場代理人及び主任技術者を配置できること

※注:業務の内容によっては、元請として同種業務の履行実績を必須とする場合があります。

◎手持ち業務件数の制限

市内業者は原則なしとします。準市内業者は当該業種につき3件を限度とします。

◎地域要件

地域要件を設定し、入札参加可能な業者数が500万円以上の案件については5者未満、それ以外の案件については3者未満となった場合、地域要件を①から順に1段階ずつ拡大して発注します。

- ①市内業者:市内に本店を有する者
- ②準市内業者:市内に支店又は営業所等を有する者で、別に定める準市内業者の要件を満たした者
- ③県内業者:三重県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- ④県外業者:上記以外の者